

TPPが国民生活に与える影響について考えるための勉強会

～ 雇用、賃金、労働条件への影響 ～
<その②>

2014年11月7日

Facebookグループ TPPって何？

<https://www.facebook.com/groups/whatisTPP/>

②-1 TPPの労働に関する取決め

TPPのもととなるP4協定には覚書にとどまっているものの、国際労働機関(ILO)の労働基準等への態度が記載されている。

現在交渉中のTPPにも、「労働分野」の条項が存在し話し合われている。

TPPは単なる貿易のみのルールでなく、私たちの生活に直接関わる内容の取決めである。

私たちが生活する上で重要な「雇用、賃金、労働条件への影響」を考えたい。

P4協定に附属する了解覚書

(注1)

- ①国際労働機関(ILO)加盟国としての義務を再確認する,
- ②貿易・投資の促進を目的とした労働基準の緩和(労働者の権利保護の水準の引き下げ)は不適當であることを確認する,
- ③国際的な労働に関する約束と国内法の整合性を確保しかつそれを効果的に実施する
- ④協定の規定の解釈や適用をめぐる問題が生じた場合の協議 等, の規定が盛り込まれている。

「TPP協定交渉について」

平成25年6月

内閣官房 TPP政府対策本部(注2)

1. 貿易・投資の促進を目的とした労働基準の緩和の禁止, 国際的に認められた労働者の権利保護, 各国間の協力・協調を確保するためのメカニズム等について議論が行われている。
2. 米国が第9回交渉会合(2011年10月)に条文案を提出したが, 実質的な議論は行われておらず, 議論の基礎となる統合条文案は未だ作成されていないとの情報がある。
3. 労働章に紛争解決章の手続を適用するかについても議論が行われている。

②-3 TPP交渉参加国の労働条件の現状 ②

国名	失業率	労働に関する各国の状況	(注4)
日本	4.30	・外国人技能実習制度が強制労働の温床になり兼ねないという指摘がある。非正規雇用の増大。	
米国	8.10	・米国の法律では使用者が組合に対して反対運動を行なう自由が認められ、40億米ドルの組合つぶし産業が発達している。 ・2011年、多くの州で、経済危機による財政赤字を口実に、保守派の知事や議員が官公部門労働者の賃金や手当を削減した。	
カナダ	7.20	・政府が労働者の権利に干渉することが、普通のことになりつつある。 ・連邦、州、準州レベルにおいて、ますます団結権や団体交渉権、スト権に対する法定上の保護をほとんど与えない法律が増加。	
メキシコ	4.90	・政府と使用者による反組合的行為が、組合役員の拘束や、投獄、あらゆる種類の圧力、独立組合非承認、御用組合の奨励、職場閉鎖、さらには労働者の死にまでつながった。独立労働組合に対する迫害が常に見られる。	
チリ	6.40	・労働局が、反組合的行為を理由として企業に107件の罰金を科した。 ・鉱業、保健、繊維部門で団体交渉権が侵害された。	
ペルー	4.00	・反組合的解雇、労働協約と団体交渉権の軽視、民間部門での組合たたきが、2011年も日常茶飯事であった。 ・一般労働法案の条項見直しにおいて、労働人口の92%が対象から外される。	
オーストラリア	5.20	・前連邦政府の法律により、建設業界での争議行為に参加した労働者には2万2,000豪ドルの罰金が科される。 ・労働法において、使用者が、労働争議における組合の「有資格者命令」を求めることができる。	
ニュージーランド	6.90	・2011年改正の雇用関係法が施行され労働者の権利が削がれた。映画、ゲーム等産業の労働者にはもはや団体交渉権がない。 ・民間、官公部門の使用者は、被雇用者としてではなく、雇用法が適用されない下請け業者としてより多くの労働者を雇っている。	
シンガポール	2.80	・労働組合活動は厳しく制限され、当局には介入する大きな権限がある。 ・最低賃金制度が無い。	
マレーシア	3.10	・特定の部門で労組加入を禁じ、ストライキ権を大きく制限し、パーム油や衣類の生産産業では強制労働を行っている。 ・外国人出稼ぎ労働者が雇用主によりパスポートを取り上げられ賃金を抑えられている。子供や女性が性産業で搾取されている。	
ベトナム	2.00	・労働争議が増加しており、2012年には1,000件に近づいた。 ・ベトナムで生産された衣類のかなりの割合が児童労働によるものだとする米労働省の調査結果あり。	
ブルネイ	3.80	・労働者のストライキが禁止されている。最低賃金制度が無い。 ・移民労働者が就職仲介者によって2カ月分の給与支払いを強いられている。	

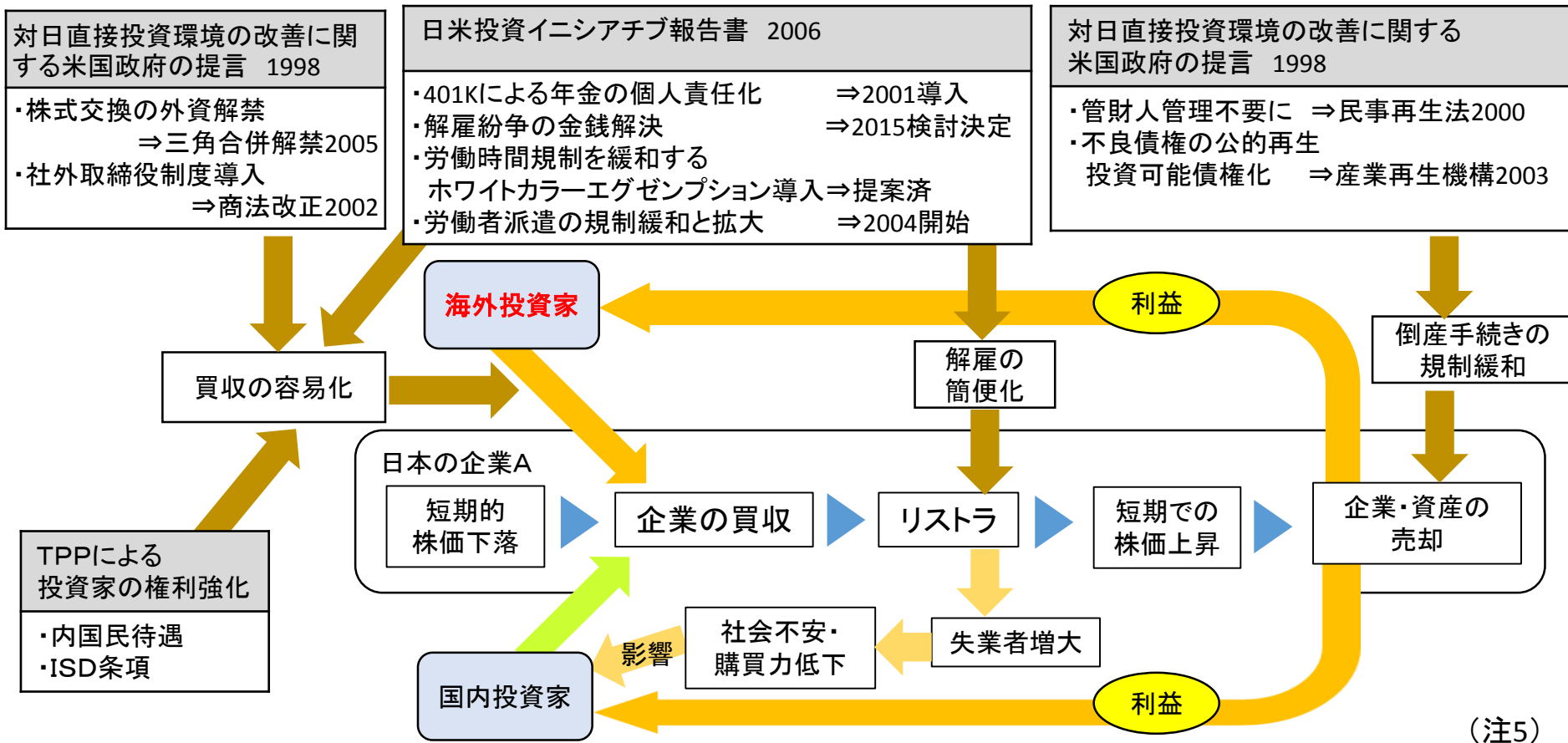
【まとめ】

現在、日本を含めたTPP交渉参加12か国の内、ILO中核的条約8条を全て満たしているのは2か国のみであり、米国とブルネイに至っては2つしか批准していない。ILO条約総批准数も参加国によりバラバラで極めて少ない国もある。労働条件は各国の成熟度や条件の違いによりその時点で妥当なレベルがあると思われる。必ずしもILO条約を機械的に強制することが適正かは分からない。しかしこの現状は、ある国が不当に安く労働力を確保しソーシャルダンピングを行い、他の参加国の労働者はそれにより雇用を奪われる可能性を示している。また、その様な国をバリューチェーンに組み込み定常化させる事は、ILOの目指す労働環境の世界的定着を阻害させるものである。これからの貿易協定はこれらを防ぐものとならなければならない。

②-4 投機的な企業の売買の問題ー産業と雇用の破壊

短期的利益を上げたい投資家による近年の規制緩和圧力により、経済・社会の脆弱化、雇用の不安定化が進んでいる。このまま、TPPにより更なる投資家の自由を増大させる事は、投機的企業売買を助長させ、ますます雇用を不安定化させる可能性がある。

特に国外の投資家は、この際に起こる社会の負の影響を受けにくく、より投機的売買が進むのではないだろうか。



(注5)

【まとめ】
労働者の雇用主体である企業の安定的継続性を補助することを目標にすべきで、投機的な売買を禁じ、規制するべきである。

②-5 労働団体による提案例 ①

内容の賛否は議論の必要があるだろうが、米国の労働団体により具体的な提案がなされている。わが国の労働者も具体的提案を行うべき。

提案されている環太平洋経済提携協定に関する意見書(抜粋) 2010年1月25日 AFL-CIO (注6)

1 前提事項 A 雇用	新たな貿易協定の結果、労働者の良質な雇用が犠牲にされ、投資家に大きな新しい機会を与えるようなことを許してはならない。
2 労働法改正	協定が施行される前に全ての参加国が国際最低労働基準を満たしていることが決定的に重要である。米国政府は労働法改革に関して政府間交渉は厳に避けるべきである。というのは法改正過程で労働者の見解を無視することになるからである。
3 貿易協定の標準条項 B 条項毎の改革 (1) 労働	TPP は二国間ではなく地域間の協定なので、参加国の労働法や労働市場政策を監督するような効果的な超国家機構を作ろう、という有力な議論が起こっている。さらに、労働者にTPP 地域で共通の雇用主と協議する手段として、既存の重要な労働基準執行機関の他に何らかの機構を考える時が来ていると考える。
労働権の基準と遵守の水準 ① 最低基準	TPP 締結国間の労働力募集や労働契約に関して明瞭な保障を与えるような条文を入れることもまた前進となるであろう。
④ 強制労働と自由貿易地域	強制労働によりその全部あるいは一部が作られている製品の輸入を禁止することは協定の重要な前進となるであろう。最悪の形態の児童労働により作られた製品やサービスの輸出入を禁止することも強く主張する。
紛争解決	一般的には労働問題の紛争解決は以下のものであるべきである。 1 OTLA(貿易に関する労働問題事務所)は事実が証明されれば貿易協定の労働条項違反となるような苦情申し立ては全て受け入れ検討すべきである。(中略)もし当事国が最終報告を履行していない場合、仲裁委員はその労働法違反が行われた分野での便益を差し止める決定を行うべきである。政府に罰則を与えるだけでなく、仲裁委員は最終報告を履行しなかった雇用主にも制裁する権限を持つべきである。
機構	作られるべき機構は労働大臣官房のようなものになるだろう。その目的は国境を越える労働問題と取り組むための社会的パートナーの共通の場を提供することであり、また例えば労働法、労働監督、国内国際労働市場動向、労働力国際移動、産業研究などの調査を行うことである。
国境を越える労使関係	貿易協定の労働条項は実効性の差はあれ、すべて労働基準遵守の仕組みを備えているが、国境を越える労使関係を具体的に改善することにはほとんど役立っていない。そのような条項が機能していれば、経済地域の中の供給連鎖を越えて労使関係と取り組む能力を労使に与えることにより、効率的になるであろう。 このような企業の経営者は、会社が営業する全てのTPP 締結国から労働者代表を委員会に招集し、経営側と会って、情報を受け取り、企業と従業員に影響を与える決定や直近の戦略について意見を述べる機会を設けなければならない。
(2) 投資 紛争解決	1 投資家と国家間の紛争解決制度を国家間の紛争解決制度に置き換えること 2 もし米国政府が投資家と国家間の紛争解決制度を貿易協定に含むのなら、国際仲裁所に訴える前に、投資家は国内的な救済策を使い果たすことを義務付けるべきである。
優越権の排除	米国の投資協定に含まれる投資家保護水準に関して、外国投資家に米国内の投資家を上回る権利を与えるべきではない
5 結論	TPP に関する見解を提出する機会が与えられたことを歓迎し、21 世紀にふさわしい公正な貿易政策を生み出すためにオバマ政権と協力していけることを期待する。

②-6 労働団体による提案例 ②

日本の労働団体による意見書。全体的に批判の形をとっているが、「公契約での雇用の最低保障」など日本発の有効な提案もなされている。

【意見】内閣官房TPP対策本部の意見募集に対して提出したTPP交渉参加に関する全労連の意見(全文)
全国労働組合総連合(全労連) (注7)

(物品市場アクセス)	<p>原則関税撤廃というTPPの目標から、関税自主権、食料主権の放棄につながる危険性を持ち、農林漁業や地域地場産業、中小零細企業の経営とそこに働く労働者の雇用に甚大な影響が懸念される。</p> <p>大多数の労働者は、国境をこえて移動することは不可能であり、国内での安定した良質な雇用の確保が求められる。しかし、政府の諸施策の中には雇用の流動化策は強調されるものの、雇用安定や雇用の質の向上をめざす施策は薄く、激化するグローバル経済のもとでの労働者保護の施策はほとんど見受けられない。</p> <p>このような状況で、国内市場を全面的に開放する全面自由化には反対であり、日本はTPPに参加すべきではない。国民のいのちと健康にかかわる医薬品などのアクセスについても同様の観点で反対を強く主張する。</p>
(原産地規則)	<p>遺伝子組み換えなどの規制を弱めることは、国民の健康にかかわる選択の自由を侵害することにもなりかねず、現状より弱められることには反対する。</p> <p>TPPへの参加が原産地規則の緩和を条件にしているのであれば、交渉参加を取りやめるべきである。</p>
(政府調達)	<p>政府・自治体が独自に定める地元発注条件など、地域産業と雇用維持を目的とする運用がTPP交渉参加によって改変されることには反対する。</p> <p>また、英語での入札公示義務など、過度に煩雑な基準を押しつけられるべきではない。</p> <p>さらに、公契約を通じた雇用の最低保障の前進等をめざす公契約条例など自治体独自の調達ルールは維持、前進すべきものである。国際労働基準でも認められる生活できる労働条件の最低基準を底上げする地方政府の取り組みが阻害される危険性があるTPP交渉には参加すべきでない。</p>
(競争政策)	<p>国有企業などに特化して議論がされているが、外国企業の日本市場への参加促進を口実に、自主共済や非営利団体の事業や基金などの活動を規制し、あるいは一般営利企業と同様の課税条件などを課すことには強く反対する。TPPのこれまでの議論では、「国有企業」の範囲が明確でなく、非営利団体の事業などに思影響しかねないことを強く懸念する。</p>
(金融サービス)	<p>共済など労働者、市民の自主的な取り組み、協同事業が規制の対象となることに反対する。</p> <p>(投資)</p> <p>ISD条項については、海外投資家・企業の利益が法的に日本国民よりも優位になることが想定され、国民主権を著しく侵害する仕組みであることが明らかである。同条項をTPPに盛り込むことに日本政府は強く反対すべきである。</p>
(労働)	<p>ILOの基本8条約(結社の自由、差別禁止・均等待遇、強制労働禁止、児童労働禁止)が明文化されることを強く求める。自由貿易が促進される中で、共通の最低限ルールとして上記の条約などは厳守されるべきであるが、TPP交渉国の中には、基本条約すら批准できない国も多い。日本も例外ではなく、2条約(105号、111号)が未批准である。</p> <p>労働条件引き下げ競争に労働者を追い立てるべきではなく、自由貿易と労働者保護とを両立させ、調和を図る立場を明確にする最低限の条件として、基本8条約の批准を義務化すべきである。</p>

②-7 <その①><その②>総括

TPPはこれまで日本が発効した自由貿易協定と比べ「より高度な協定」になるといわれる。これは「より極端な協定」であることを示している。

近年、TPP以外の規制緩和にもより、ますます労働者の置かれる環境は厳しくなり、産業の安定性、雇用の安定性は減少する傾向にある。

このような状況下で何の対策もせずTPPが発効されれば、産業の破壊など、これまでより「極端な影響」が予想される。

オバマ大統領も選挙時に発言していたように、これまでの自由貿易は労働者の視点からの評価は十分でなかった。

TPPを真に「新しい世界のグローバルルール」とするなら、これまで実施された自由貿易協定(例:N AFTA)、地域統合(例:EU)のもたらした現状から目を背けてはならない。

それには、資料<その①>および<その②>で考えた7点についてまず検討することを提案する。

<その①>

- 1) 産業の破壊と雇用への影響
- 2) 貿易調整支援制度のような失業者支援
- 3) 無差別な規制緩和による雇用の流出
- 4) 貿易量－労働者の報酬・雇用の非相関性

<その②>

- 5) 各国の労働条件の現状
- 6) 投機的な企業の売買の問題
- 7) 労働団体、国民による指摘及び提案の検討

そして、これまで実現されなかった、労働条件の向上や、産業の安定化、雇用の安定化を積極的に実現すべくルールづくりに臨むべきである。

引用元・参考元

- (注1)「TPP協定交渉の分野別状況」内閣官房 TPP政府対策本部:平成23年10月
http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2012/1/20111021_1.pdf
- (注2)「TPP協定交渉について」内閣官房TPP政府対策本部:平成25年6月
http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2013/6/130617_tpp_setsumeikai_shiryoku.pdf
- (注3)International Labour Organization—Ratifications of All Conventions and Protocols by country
http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:10015:0::NO::P10015_DISPLAY_BY,P10015_CONVENTION_TYPE_CODE:1,U
- (注4)「ITUC(国際労働組合総連合)労働組合権の侵害に関する年次報告書(2012年)」
日本労働組合総連合会・総合国際局:2013年5月13日掲載
<http://www.jtuc-rengo.or.jp/kokusai/siryoku/index.html>
- (注5)「国家の存亡」PHP新書 関岡英之:2011/5/6
- (注6)「提案されている環太平洋経済連携協定に関する意見書」
アメリカ労働総同盟・産業別労働組合会議(AFL-CIO):2010/1/25
http://www.jam-union.or.jp/jamold/katudo/2011/tpp/8_AFL-CIO_ikensyo.pdf
- (注7)【意見】内閣官房TPP対策本部の意見募集に対して提出したTPP交渉参加に関する全労連の意見
全国労働組合総連合(全労連)
http://www.zenroren.gr.jp/jp/opinion/2013/opinion130711_01.html